

令和6年度 第1回宮城県いじめ防止対策調査委員会

令和6年7月10日(水) 10:00~11:55

宮城県庁(行政庁舎)9階 第一会議室

<委員>

内藤 裕子 委員長、長谷 諭 副委員長、野口 和人 委員、男澤 拓 委員、
船越 俊一 委員、八木 孝憲 委員、小野 彩香 委員、三田村 道雄 委員、
田中 佳二 委員、遠藤 哲也 委員、村上 めぐみ 委員

<県教育委員会>

遠藤 秀樹 副教育長
早川 知宏 心のサポート専門監
山内 尚 特別支援教育課長

<欠席者>

梅田 真理 委員、小幡 佳緒里 委員

(事務局)

(資料の確認)

(委員の委嘱)

(公開非公開の確認)

最初に本会議の公開、非公開について確認をする。

情報公開条例により、審議会等は公開で行うことが原則となっているが、非公開情報が含まれる場合、及び公開することにより、公正かつ円滑な審議に支障が生ずる場合は、当該会議の構成員の3分の2以上の多数の決定により、一部公開または非公開とすることができる。本日の議事のうち、「3 その他」については、個人情報が含まれることから、非公開が適切と考えているが、委員の皆様いかがか。

<異議なし>

それでは、「3 その他」については、非公開とする。

<1 開会>

(遠藤秀樹副教育長) (1) 副教育長 あいさつ
(事務局) (2) 出席者紹介

(事務局) (3) いじめ防止対策調査委員会の概要

「宮城県いじめ防止対策調査委員会の概要」等について、簡単に御説明する。次第資料3頁「いじめ防止対策調査委員会条例」を御覧いただきたい。本委員会は、「いじめ防止対策推進法」第14条第3項及び第28条第1項を根拠として、県教育委員会の附属機関として平成26年4月1日より条例設置されており、おもに県立学校に係る対応を進めてきた。

5頁を御覧いただきたい。運営要項第3条第1項で、「いじめ事案について、解決支援を行うための支援部会を、教育委員会が行う調査として必要な事項の調査等を行うための調査部会を置く」と定めており、第2項では、「自死事案等の緊急性のある案件に対処するため特別部会を置くことができる」と定めている。

7頁には、「宮城県いじめ防止対策調査委員会の概要」として、これまで本委員会で話し合った内容についてまとめている。ここでは説明は省略するので、後程お目通し願う。

(進行) (4) 委員長・副委員長の互選

いかがいたしましょうか。

< 特になし >

特になければ、原案を提示する。

< 異議なし >

(事務局)

事務局から原案を提案させていただく。委員長を内藤 裕子 委員、副委員長を長谷 諭 委員にお願いしたいが、いかがか。

< 異議なし >

(進行)

異議がないので、委員長を内藤委員に、副委員長を長谷委員にお願いする。内藤委員長より御挨拶をいただく。

(内藤委員長)

内藤です。2年間どうぞよろしくお願ひいたします。この委員会が、設置されてから、委員をずっと続けてきている。そろそろラストスパートかなというふうに思っている。長年やっているとやはりもうこれからは、予防に力を入れなければいけないかなというふうに思っている。皆様、御協力をよろしくお願ひいたし

ます。

(事務局)

ありがとうございました。それでは長谷副委員長より御挨拶をいただく。

(長谷副委員長)

改めまして、長谷です。よろしくお願いいたします。私は、まだそんなに長くなく、2期4年、務めさせていただいている。甚だ力不足ではあるが、皆様の御協力をいただきながら尽力してまいりたいと思っているので、どうぞよろしくお願いいたします。

(進行)

ありがとうございました。それでは、以後の進行については、委員長にお願いする。

(内藤委員長)

次第の、(5)「部会委員指名、部会長の互選」について、事務局から御説明をお願いします。

(事務局)

支援部会及び調査部会の委員について、説明する。先ほど確認いただいたとおり、本委員会には「調査部会」及び「支援部会」を置いており、運営要項の第4条では各部会の所管事項について具体的に定めている。また、第5条では、各部会に属する委員は、それぞれ10人以内とし、委員長の指名により、委員の皆様にはいずれかの部会に属するものとしている。

なお、各部会長については、運営要項の第6条にあるように、「部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によって定める」ものとしているので、本日協議をお願いします。

(内藤委員長)

説明について、質問・意見等があればお願いします。

< 質問等なし >

各委員の部会の所属について、事務局より資料の配布をお願いします。

委員の皆様が属する部会を一覧としてお示ししたので、確認をお願いします。この提示した案に承認いただけるか。

< 異議なし >

それでは、引き続きそれぞれの部会の部会長の互選に移る。支援部会、調査部会それぞれについて選任することとなる。支援部会についてまず部会長の互選をお願いする。本日は、支援部会6名中5名全員の出席なので本日の互選により選任してよろしいかと思う。どなたかいるか。

特になければ、事務局から提案を示させていただいてよろしいか。

< 特になし >

(事務局)

事務局から原案を提案させていただく。支援部会の部会長を長谷諭委員にお願いしてはいかがか。

< 異議なし >

異議がないので、支援部会長を長谷委員にお願いしたいと思う

(内藤委員長)

よろしく願います。

次に調査部会についての互選をお願いする。本日、調査部会7名中6名の出席につき、互選により選任してよろしいかと思う。どなたかいるか。

特になければ、事務局から、原案を示させていただいてよろしいか。

< 特になし >

(事務局)

事務局から原案を提案させていただく。調査部会の部会長を内藤裕子委員にお願いしたいと考えているが、いかがか。

< 異議なし >

異議がないので、調査部会長を内藤委員にお願いしたいと思う。

内藤委員、長谷委員のお二方に各部会長をお願いする。

(内藤委員長)

それでは、次第2の議事に入りたい。

いじめ防止基本方針及び実施計画に基づいて講じた施策案について、事務局、願います。

(事務局)

いじめ防止基本方針及び実施計画に基づいて講じた施策について説明をする1ページを御覧いただきたい。

この報告はいじめ防止対策推進条例第23条に基づいて策定された宮城県いじめ防止基本方針の実施計画をもとに講じた施策、及び目標指標等の取り組み状況をまとめたものであり、県条例第23条により、県議会に報告するとともに、公表することになっている。

報告、公表に当たっては、実施計画で、宮城県いじめ防止対策調査委員会及び心のケアいじめ対策不登校児童生徒等支援チームの推進委員会、二つの委員会の意見を聴取し、いじめ防止等のための対策が、総合的かつ効果的に進められているかについて確認をし、必要に応じて見直しを図っていくこととなっているので、本日、委員の皆様から、御意見を頂戴したいと考えている。

2ページを御覧いただきたい。教育庁全体で心のケア、いじめ対策、不登校児童生徒等支援に体系的に取り組む組織図である。このように構造図の中心にある支援チームを中心に、各課、市町村教育委員会、県立学校、市町村立学校がいじめ等の未然防止や対応に取り組んでいる。

3ページについては、その対応フロー図となっており、ページ下部にある、義務教育課内に設置された心のケアいじめ対策不登校児童生徒等支援プロジェクトチームと、各教育事務所の支援、県内2ヶ所に設置されている児童生徒の心のサポート班の支援を示している。

次に4、5ページを御覧いただきたい。宮城県いじめ防止基本方針に基づく実施計画の施策に係る義務教育課、高校教育課、特別支援教育課の主な事業である。各事業については、4ページの上段で大きく5つに分類している。

①いじめ防止施策の推進、②いじめの防止等のための教職員の資質能力の向上、生徒指導体制の充実などの5項目を掲げて、それを推進するための各課の事業との関連性を示している。

一つの事業が複数の施策に関連する場合があるので、二つ目以降は白マルで示し、再掲施策としている。

続いて6ページを御覧いただきたい。ここからは、令和5年度に講じた施策の実施概要となる。

(1) いじめ問題対策連絡協議会について、令和5年度は、1回目を委員参集、2回目を書面開催とし、記載にある連携体制を確保した。

(2) 県教育委員会の附属機関の設置として、本調査委員会であるが、令和5年度は2回実施している。

(3) 主な施策については、これは施策が多岐にわたるため、各計画における主な取り組みの状況についてのみ説明する。

まずは、①いじめ防止対策の推進のうち、「イ、いじめの防止等のための対策の推進と環境づくり」の取り組みについて、義務教育課では、7ページの上段にある、魅力ある・行きたくなる学校づくりの中学校区の指定を行い、未然防止の

観点から、どの児童生徒にとっても、学校が楽しい、学校に行きたいと思えるような学校づくりに取り組んだ。加えて、7ページから10ページにある通り、学校がいじめを認知した後の対応に係る相談体制やチーム体制の充実を図るための各種事業を展開し、教員はもとより、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等と連携し、相談支援の充実に努めた。

続いて、11ページを御覧いただきたい。「ロ、相談体制の整備、相談窓口の周知徹底」については、高校教育課においてネットパトロールの実施、各相談ダイヤルの運用、SNSを活用した相談の実施、12ページ上段にある県内全学校の児童生徒及び教職員への相談機関の周知カードの配布等を実施した。

次に12ページの下段を御覧いただきたい。「ハ、児童生徒や保護者のいじめに関する理解やいじめ防止等のための対策に必要な体制を整備する」については、義務教育課において、スクールロイヤーによるいじめ予防教室の実施や、13ページにある、いじめ防止動画コンクールの実施により、いじめを生まない学校づくりをしていこうという意識の醸成を図った。その他の事業の概要は、12ページから14ページにある通りである。

次に15ページを御覧いただきたい。いじめ防止等のための教職員の資質能力の向上、生徒指導体制の充実の中の、「イ、教職員の資質能力の向上と体制充実のための教職員の配置」については、資料の通りだが、特に16ページ中ほどにある通り、令和5年度は文部科学省から講師を招聘し、高等学校の生徒指導主事を対象とした行政説明を実施している。改訂された生徒指導提要の解説を交えながら、基本的ないじめ問題への対応について研修を深めている。

続いて18ページを御覧いただきたい。「ロ、教育相談に応じるものを確保」については、再掲となるが、県内全公立学校にスクールカウンセラーを派遣し、児童生徒とその保護者、教職員の相談に当たっている。

次に20ページ中ほどを御覧いただきたい。「ハ、いじめへの助言を行う者の確保」については、心理職、福祉職、教育職で構成する児童生徒の心のサポート班の設置のほかに、心のサポートアドバイザーを義務教育課、高校教育課に配置するなど、迅速丁寧に相談ができるよう、人材を確保した。

次に23ページを御覧いただきたい。「③SNS、ネット上のいじめの事案対処体制整備」については、再掲になるが、スクールロイヤーによるいじめ予防教育の実施に加え、ネットパトロールを実施し、インターネットサイトを監視して、児童生徒の書き込みを調査した。

24、25ページについては説明を省略する。

続いて26ページを御覧いただきたい。(4) 県立学校の設置者として実施する施策については、高校教育課、特別支援教育課で主に取り組んだ。

はじめに、「①道徳教育と体験活動の充実」について、各学校に位置付けられ

た道徳教育推進教師に対して研修を実施し、各校の道徳教育を充実させるように働きかけた。

下段の「②いじめ防止の啓発」については、再掲であるが、県内すべての学校に相談機関の周知カードを配布したほか、10月にマナーアップフォーラムを開催し、多様性を認め合う学校づくりに向けた啓発に努めた。

28ページから31ページについては、再掲なので説明を省略する。

続いて32ページを御覧いただきたい。「⑨学校評価、職員評価への助言」については、学校評価等研修会を実施し、学識経験者を講師として、より実践的な学校評価の方法と改善について理解を深めた。

同じく「⑩学校運営改善の支援」についても、高校教育課において、資料のような取組を実施し、昨年度設置した3校に加え、令和5年度は角田高校、大河原産業高校に学校運営協議会を設置し、地域が学校運営の当事者として参画する取組を進めている。

隣の33ページ(5)私立学校に関する施策と、(6)その他については資料の通りとなるので、説明は省略する。

続いて、34ページを御覧いただきたい。5、いじめ防止基本方針に基づく実施計画の目標指標における進捗状況について説明する。

これまで説明してきた計画と、その実践状況についての進捗状況を目標指標という形で、振り返りを行った。

目標指標の1は、義務教育課に係るもので、学校に行くのは楽しいと思うと答えた児童生徒の割合である。楽しいと思うと回答した児童生徒の割合は、小学校で86.9%、中学校で86.2%と、小学校では目標値を下回ったものの、小・中学校ともに前年度よりは増加している。要因としては、新型コロナウイルス感染症の5類移行により、通常の学校活動が戻ってきたことや、「魅力ある・行きたくなる学校づくり」の意義や必要性が各学校に浸透していることが、推察される。今後も、各校における児童生徒の目線に立った取組のより一層の推進を図ってまいりたいと考えている。

次に目標指標の2につきましては、義務教育課に係るもので、「子どもたちと遊んだり、話したりするふれあいの時間をつくっていた」の設問で、「十分できた」「ある程度できた」と答える学校の割合は、小学校が94.9%、中学校が93.7%と、どちらも目標値には達しなかったものの、前年度よりは増加した。「できなかった」と回答した学校は、「学校として一斉に時間をとっての確保に至っていない」というものであり、学級や学年、教員個人としては意識し、取り組んでいるということであった。

次に、35ページの目標指標の3は、高校教育課に係るもので、特別活動における「いじめの未然防止の取組」の実施状況の割合を設定している。実施実績

については、73.1%となり前年度を上回った。今後も、生徒指導主事連絡協議会及び生徒指導主事研修会において、特別活動の充実について取り上げるとともに、高校生マナーアップフォーラムをきっかけとして、各学校における「いじめの未然防止等」についての話し合い活動につなげていきたいと考える。

最後に目標指標4、特別支援教育課に係るもので、「学校は、いじめ未然防止及び早期発見、早期対応に努め、安心して生活できる教育環境づくりに取り組んでいる。」と答える保護者の割合を設定した。特別支援学校では、昨年度からの取組になるが、「よく取り組んでいる」「取り組んでいる」と答えた保護者の割合は91.0%となり、目標値を上回ったが、各学校の個別数値は59%から100%までの開きがあることから、各校の取組を横展開するなどの工夫をしながら、引き続きいじめの未然防止等を図り、児童生徒が安心して生活できる環境づくりを推進していきたいと考えている。

以上となるが、この後の皆様からの御意見と、明後日行われる心のケア・いじめ対策・不登校児童生徒等支援チーム推進委員会での意見を踏まえ、9月県議会に報告することになっているので、御理解をお願いします。

なお、今回報告した施策については、実施期間が令和3年度から令和5年度までとなっており、昨年度、本調査委員会において、今年度からの、新たな実施計画策定のための御意見を頂戴した。

御意見をもとに取りまとめた実施計画は、今年4月に策定し、各関係機関等に送付しており、現在、実践しているところである。委員の皆様には、机上配付をしている。後ほどご覧いただければと思う。

本日報告した内容を踏まえ、新たな実施計画のもと、いじめ防止に取り組んでまいりたいと考えているので、御理解をお願いします。私からは以上である。

(内藤委員長)

前回のこの委員会の話し合いを、盛り込んで調査であるとか、目標なども作っていただいたのかなと思う。それから私立に対する取組、そういったものも増えているのかなという印象を持った。それでは、委員から何か質問等があればお願いします。

(野口委員)

資料1ページの下段のところに参考3という数値が示されたところがあるが、いじめの認知件数に関しては、だんだんと一定の数に落ち着いてきているという言い方は変だが、ある程度の数字になってきているのかなという気がする。

(2)のいじめの解消率が実は令和4年度になって少し下がっているという状況があるが、この点はどのような要因が考えられるかお聞かせいただければと

思う。

(早川専門監)

いじめの解消率が減少しているということについてであるが、各学校においては、いじめの解消に向けて丁寧に対応し、被害児童生徒や保護者に心身の苦痛を感じていないかどうかを確認するなど、慎重に判断している結果であるというふう捉えている。ただSNS等のネット上のいじめなど、大変見えづらい事案があり、学校が把握した時には複雑化しているケースも報告されているところであり、その点で解消まで時間がかかるケースも多くなっているのではないかと考えているところである。

(野口委員)

ネット等々を介したということに関して、我々としてもどういった対策が必要なのか、どういった対応ができるのかというところは、改めて考えていかないといけないのかなと思うところである。

もう一点、最後の35ページのところで、目標指標4、保護者に対するアンケートについて各学校の個別数値にかなり開きがあると。これはある意味仕方ないことなのかもしれないが、何がこのような違いを生んだのかという、あくまで参考までにお聞かせいただければと思うのだが、どんなことが考えられるのか。

(山内課長)

特別支援学校のところなので、私の方からご回答申し上げたいと思う。特別支援学校については、ご承知の通り、それぞれ障害種も様々であり、子供たちが在籍している数もそれぞれ違うということで、いじめに対しては、それぞれ学校の方で学校評価等も含めて取り組んでいただいているところである。それが学校評価のアンケートの時に、なかなか具体の事例がない学校もあり、保護者さんにそういう取組が、見えづらいというところが一つあるのではないかなというふうに感じているところである。

特別支援学校においても、校長会等を通して、いじめについてはどこの学校でも起こり得るというところについては、折に触れ話をしているところである。取り組んでいるところが、保護者さんに伝わるように、あとは子供たちが安心できないと感じないように、引き続き取り組んでいきたいと思っており、そのように現状としては捉えている。いじめ防止に積極的に取り組んでいる学校の取り組みをそれぞれ横展開するなどしながら、今後も努力して参りたい。以上である。

(内藤委員長)

その他にあるか。

では、男澤先生よろしく願います。

(男澤委員)

男澤と申します。スクールロイヤーに関連して少し質問というか、意見にも当たるかもしれませんが、私は仙台市のスクールロイヤーも勤めている。そういう時に、宮城県と仙台市のスクールロイヤーの違いというのは、やはり仙台市は、結構人数も張っているので、随時相談を受け付けて近い日にちで相談ができるような体制を取っている。他方で宮城県のスクールロイヤーに関しては、教育事務所で定期的に、月に一回だったか、期間が曖昧なのだが、弁護士がそちらに行って相談を受け付ける。そのような体制を取っているというふうに認識している。宮城県のこちらの施策では、ありがたいことにスクールロイヤーを配置しているということで、いじめ対策としては、やっているのだという話ではあるものの、教育事務所の定期相談実施数は延べ31件となっていて、これをどう見るか。

地域毎で、5か所に配置していると考えたときに、1ヶ月に1件あるかないか、本当かというのが、私としてはすごく問題意識を持っている。実際に私もいじめ防止の出前授業などを各地でやっている弁護士の一人であるが、各圏域の校長先生などに聞くと、県のスクールロイヤーは使いづらいと。ハードルが高いと、そういうふうに言っている方々がほとんどである。だから、私としては、もっと効果測定をして、実際に相談する時に何がハードルになっているのか、教員の先生からダイレクトにしっかりと相談できないのかとか、そのあたり、予算をしっかりと組んでいるのだから、どういうふうな形でこのスクールロイヤー制度を更に充実させていくのかというところをもう少し考えていただきたいなと思っているところである。意見に近いところになっているが、今後そういうこともやっていただけたら嬉しいなと思う。

(早川専門監)

大変貴重な御意見をいただいた。仙台市との比較となると、難しいところもありが、県としては各市町村教育委員会を一旦経由してから県への相談という形になるので、その分、時間はかかってしまう。ハードルはあるかなというふうには考えているところである。少しでもその部分が解消できるように、いろいろ多方面からの御意見を参考にしながら、迅速な相談につなげていけるようにはしたいと思っている。今のところオンライン相談でのケース会議や法的相談等も可能にするなど、できるだけ早めに行えるような努力はしているところではあ

るが、なお検討は進めていきたいと思っている。

(内藤委員長)

今、オンラインの相談という話も出たので、次に期待したいところである。
それでは他に、皆さんいかがか。

(八木委員)

35ページの目標指標3のところ、他の目標指標と比べて、やはり進捗率が低くなっていると思うのだが、おそらく現場の先生方は、この授業をする時間の確保とかが難しいというのもあるでしょうし、もしかしたら、こちら側である程度のパッケージを組んで、こういったことをやってくださいというのが、もし提示できればもう少し進捗率が上がったりするのかなというところもある。前の方にもあったが、道徳教育というところも関連してくると思う。そのパッケージがあるのかとか、少し教えていただければと思う。

(事務局)

特別活動に関しては、研修等の機会を設けて、いじめ防止のところでは実施をお願いしているが、パッケージについては今後いろいろと検討していきたいと思う。

(内藤委員長)

各学校にお任せするという方がやりやすいのか、それともきちんと現場の声を吸い上げて、こういうものがあつた方がやりやすいという御意見もあると思うので、ぜひ今の御意見を生かしていただければと思う。
ではその他にいかがか。

(長谷副委員長)

これは、もしできればというお願いというか、要望なのだが。今、御説明いただいて、多分、先生方もさっと読んでいただいているのかなとは思っているのだが、もし可能であれば数日前に見る時間をいただくと大変助かる。ただお忙しいというのは十分承知しているところであるが、今度の公開に向けて、こちらの委員会からも意見をということなので、数日前に送られて、私が全部見られるかと言われると自信がないところもあるが、少なくとも、それをしていただくと、より、意見も活発に出せるかなと思っていたので、お願いというところがまず一つである。あと、先ほど八木先生の話もあつたが、パッケージとかいろいろそういったものに関しては、多分、ここで提示するとか提案するというところではないの

かなというところでもあるが、いろいろなモデル事業とかをやっていたいてるところもある。例えば修復的対話みたいなものとかのモデル事業をどこかでやることで、少しいい環境が出来上がるかとか、そういったものをどこかで検討できるといいのかなと。それがどこで、提示、検討するのが適切かというのはわからないので、後で教えていただければと思っている。

(早川専門監)

資料につきましては、本当に貴重な御意見だなというふうに思っている。確かに今この場に出されたとしても、さっと目を通すのみというところで、御指摘の通りだなというふうに考えているので、資料の配布については、今後、次回から改善の方向で進めて参りたいと思っている。モデル事業については、様々に各課で行っているものがある。そのモデル事業はやはりモデルで行うので、それによってどういった成果や課題があったのか、そして今後どういうふうに改善したらいいのかというのは、当然ながら検討はしているところではあるが、その説明のあり方等についても、なおこちらで検討して参りたいと思っている。

(内藤委員長)

資料についてのお願いは、私からもお願いしたいと思う。よろしく願います。それから、モデル事業とかがあった場合、それをどのように共有して、それがどういうふうに効果があるのかとかという報告についても、ぜひ教えていただきたいかなと思う。他にはいかがか。

私から、思ったことなのだが、いろいろなことをした方がいいねと言うのは、多分簡単だと思うが、やはり現場の先生方が、どれだけ余裕があるのかということもとても大事だという話も前回出たと思う。なので、先生方を元気にするとか、守るとか、そういったところも含めたセットで考えていく必要があるのかなと。量だけどんどん増やしていくというよりは、先生方を組織の中でも元気にする。私たちも何かあればバックアップできる。さっき言ったように、何かモデルのような、パッケージみたいなものもありますという話もあり、そういうふうに考えていければいいのかなと思った。少し意見を挟んでしまったが、皆さん他にはいかがか。

(野口委員)

私は特別支援教育関係のことが専門で、仙台市の巡回相談等々で、明日も某小学校に伺う予定だが、学校の先生方は必ずしもサポート、支援が必要な子供たちに対して、どういうことをしたらいいのか、具体的にどういうふうにその状況を捉えればいいのかということに自信を持って取り組んでいくことができない

というようなところがある。多分いじめも同じようなところがありそうな気がしている。

例えばスクールカウンセラーを講師とした校内研修、あるいはネットで研修ができるというような仕組みが作られているようなのだが、実際のところ、そういった研修でどれぐらい先生方が学んでいるのかというところ、そのあたりが大事になってくるし、ただ一方的に聞くだけではなくて、そのことを元に少し前向きに、学校で何をやっていこうかとか、どんなことをやっていこうかという、前向きな取組につながっていくようなことになっているといいのかなと思うが、そのあたりはいかがか。

(早川専門監)

スクールカウンセラーも、スクールソーシャルワーカーもそうだが、その活用であるとか、連携のあり方については、各学校でも一定の課題意識を持って取り組んでいるところではある。質問の主旨としては、カウンセラーとの連携についての研修会ということによいか。

(野口委員)

連携に関する研修というより、いじめに関して先生方がスクールカウンセラーを講師としてという形での事業だと思うので、例えばそういう方を講師として研修を行っているわけであると。あと、ネットでいじめに関する研修を多分行っていると思うのだが、先生方が、実際どれぐらいそれらを活用して学んでいるのかということと、後半は意見であるが、そういったものをただ受けて終わるのではなく、それを踏まえて、学校で具体的にどんなことをこれからやっていくのかというあたりのところを、先生方が学校の中で利用していくというか、そういう形になっていくといいのではないかなと思うところである。

(早川専門監)

いじめに関する研修等については、スクールカウンセラーを活用しての研修会と、こちらの資料で17ページにスクールカウンセラーを講師としての校内研修の実施ということで、掲載はさせていただいている。延べ203件ほど実施しており、小学校の方が多い。スクールカウンセラー等の活用となるので、心理面でのいじめ対応というか、いじめの理解というようなものが大きいのかなと思うのだが、具体的な教員の対応の仕方についてなどの研修会も行っている。この他では、どちらかというところ、今は先ほど出たスクールロイヤー等を活用してのいじめ予防教室というもののニーズがだいぶ高まっており、令和5年度も小中高と特別支援学校合わせて52件ほど行っているところである。年々、数の方も

増えてきているところである。各学校からのアンケートでは非常に好評を得ているので、今後はこちらの方を進めていければなと考えていたところである。

(遠藤副教育長)

高校について申し上げさせていただくと、例えば資料21ページにある通り、年2回ほど、生徒指導主事を集めた研究協議会、研修会を開催しており、そこでいじめに関する対応等についての説明、ワークショップ等を開催しているところである。また、校内研修については、100%というところまではまだまだ至っていないというのが正直なところであるが、毎年各学校において、なんらかの形でいじめというものはこういうもので、こういうような対応が必要なのだということについて、全職員で確認する場というものを設けるように促しているところである。

また各学校においては、いじめ対策委員会を必ず設けるようにしており、その委員会の場にはスクールカウンセラーの方にも入っていただいているというところもあるので、そういった中で、いじめの対応等について、しっかり目線を合わせながら、具体の状況を想定して、教員が常に研鑽を積んでいくというような状況である。後は実際に、いじめという場面に出会った時に、しっかりとその想定通りに動くことができるかどうかというところが、何よりも大事になってくるのかなと思っている。

深刻化していく事案の中には、初期対応のところから組織的な対応ができていない。例えば担任の先生などの一部の先生が抱え込んでしまっている。それで事案が深刻化してしまい、いざ学校全体で対応しようとした時には、なかなかその対応が難しくなっているというような事案も多く報告されているので、組織的にどういうふうに対応していくかということがいかに重要かということをお先ほど申し上げた研修において、しっかりと定着させていきたいと考えているところである。

(内藤委員長)

初期対応がみんな同じ理解で、共通理解を進めていければその先、きちんとした対応が進んでいくのかなと、私も調査に携わっていて感じているところである。ぜひ先生方の研修をよろしく願います。少し思ったのは、心のケアのところは、スクールカウンセラーがすごく役に立つのかなと。私も仙台市のスクールカウンセラーをやっていると思うのだが、やはり先生方の研修は、今力を入れているというスクールロイヤーの先生方への相談であるとか研修がもしかしたら、より具体的に、進め方がわかりやすいのかなと思った。

では先生方から他にあるか。

<特になし>

それでは先に進めさせていただいてよろしいか。では、この件に関しては議事を終わりたいと思う。続いて、その他となる。冒頭でもあったように、非公開で行いたいと思うが、今日は傍聴者も報道陣の方もいないので、準備の時間を取り、再開させていただきたいと思う。それでは短いのだが、11時5分から再スタートということでよろしいか。

以 降 非 公 開

(進行)

内藤委員長ありがとうございました。先ほどお配りさせていただいた非公開資料については、回収をさせていただくので、お帰りの際、机上に置いたままお帰りいただければと思う。

それでは以上で令和6年度宮城県いじめ防止対策調査委員会を終了する。長時間の御協議ありがとうございました。